

[事案 30-249] 特約保険料免除請求

・令和元年6月7日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人の誤説明等を理由に、主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年4月に契約した終身保険について、以下の理由により、主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料の支払いをすることなく、80歳まで特約の保障をしてほしい。

- (1) 契約時、募集人から、保険料払込期間は平成元年4月より30年間（年払い30回）であり、30年間の支払いでその後の保険料支払いは一切ありませんという説明を受けた。
- (2) 保険証券にも、保険料払込期間（契約の日から30年間）以降の払込みは不要で、死亡保障は一生続く旨の記述があり、また、保険料払込期間満了の日の翌日が平成31年4月21日となっている。
- (3) 平成6年5月に保険会社から届いた契約内容のお知らせにも保険料払込期間満了の翌日が平成31年4月21日という記述があり、その日以降の保険料払込みはないものと理解した。また、保険料払込期間について、主契約が何年、その他特約保険料が何年という記述もない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に、契約時の説明の状況について確認したが、申込時から約30年が経過していることから、募集人の記憶も明確ではなく、申立人が主張される事実は確認できなかった。
- (2) 主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料については、保険証券の申立人主張部分のすぐ下に、各特約の保険期間は主契約の被保険者の保険年齢80歳の契約応当日の前日までの期間であり、保険料払込期間満了時から80歳までの特約保険料を保険料払込期間満了の前に一括して払い込む必要がある旨が記載されている。
- (3) 平成6年度の契約内容のお知らせには、主契約の保険料払込期間満了後の特約部分の保険料の支払いについての記載がなく、誤解を与えるような内容となっていたことについては、お詫びする。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および契約時に募集人から説明を受けたという申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の事情聴取によっても募集人の誤説明があったかは定かではなく、特約保険料は一切ないと申立人が思い込んでしまった可能性があること、保険証券においても主契約の保険料払込期間満了時に特約保険料の一括払込みが必要との記載があること、契約内容のお知らせの記載や申立人の認識に関わらず、契約内容は定款・約款の記載にしたがって定められるものであり、契約内容のお知らせにもこれらを参照するよう促す記載もされていること

から、特約保険料の払込免除は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見
出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。